

ホントは待遇の良い 介護のシゴト

10年勤務の介護福祉士は国から 毎月8万円の支給!?

「介護職は給与が安い」とよく言われますが、決してそうではありません。待遇も良く安心して長く働くことができる介護施設もたくさんあります。実際の例として、本校の母体である「社会福祉法人薫風会」の介護施設では、専門学校新卒者の給料は**211,000円（処遇改善手当35,000円含）**、これに夜勤がある部署では**約3万円の手当がプラス**されています。**ボーナスは4.5ヶ月、月に9日間の休み**が保障され、**サービス残業は一切ありません**。

現在、政府は「介護」を重点項目とし、介護職員の待遇をより厚くする政策を次々に行っています。**2017年4月には介護職員月額給料1万円アップ**の政策が実施され、また、**2019年10月から勤続10年以上の介護福祉士に月額8万円相当を支給**する方針も打ち出されました。

ただし、このような政策は全ての介護職員を対象にしているのではなく、主に良質なサービスを提供している、または、提供しようとしている施設の介護職員が対象となっています。

たとえば、介護職員の給料アップを目的に現在行われている

「介護職員処遇改善加算」は、一人当たりの月額支給金額をⅠ（37,000円相当）～Ⅴ（12,000円相当）の5つのランクに分け、サービスの質の向上のための職員研修を行っているか否かなど、複数の項目をもとにそのランクが決まる仕組みとなっています。

そして、そのランクに該当する金額が月額給料に手当としてプラスされています。

（※実際に支給される介護職員処遇改善加算の手当金額は計算式により多少の誤差が生じます。）

このように介護福祉士の待遇は今後ますます良くなっていくと見込まれています。



※ミニミニオープンスクールでは、このような説明はもちろん、介護福祉士の本当の素晴らしさについてもお話しています。ミニミニオープンスクールのお申込みはお電話、または、本校ホームページの専用フォームから！

